

4 その他

(1) 出産育児一時金

出産育児一時金の支給総額は、42万円【出産育児一時金(40万4千円)＋産科医療補償制度の掛金(1万6千円)】支給されていたが、令和4年1月から産科医療補償制度の掛金が1万2千円に引き下げられた。

出産育児一時金の支給総額については、少子化対策としての重要性に鑑み42万円を維持すべきとされ、健康保険法施行令等について一部改正が行われ、出産育児一時金の支給額が40万8千円に引き上げられた。

出産育児一時金の額についても、健康保険法施行令に準じて、40万4千円から40万8千円に引き上げる。

	出産育児一時金		産科医療補償制度の掛金		支給総額
		差額		差額	
改正前	404,000円	+4,000円	16,000円	△4,000円	420,000円
改正後	408,000円		12,000円		

施行日：令和4年1月1日

(2) 未就学児に係る均等割額の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険世帯の未就学児に係る均等割額(低所得者世帯に係る保険料を減額した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の5割を公費により軽減する。

未就学児均等割額軽減制度に係る1人当たり均等割軽減額

均等割額	低所得世帯軽減分		未就学児軽減分		軽減後保険料額
	軽減割合	軽減額	軽減割合	軽減額	
36,500円	7割	25,550円	1.5割	5,475円	5,475円
	5割	18,250円	2.5割	9,125円	9,125円
	2割	7,300円	4割	14,600円	14,600円
	軽減なし	0円	5割	18,250円	18,250円

施行日：令和4年4月1日